

# 後見センターレポート vol.17 (平成30年7月)



かーくん

## 申立てに必要な戸籍・住民票の範囲が変更されました。

後見開始等の申立てをしていただく際には、本人及び後見人等候補者の戸籍及び住民票を提出していただいておりますが、戸籍及び住民票の範囲について、平成30年4月から次のとおり改定しました。

なお、後見人等に選任された後の各種申立てに必要な戸籍及び住民票の範囲についても変更しておりますので、詳しくは後見サイトに掲載されている、最新の申立書等をご確認ください。

- ① 成年後見・保佐・補助開始の申立て及び任意後見監督人選任の申立てにあたって提出していただく資料のうち、本人の戸籍及び住民票については、本人部分のみの記載のあるもので足りることとしました。
- ② 成年後見・保佐・補助開始の申立てにあたって提出していただく資料のうち、後見人等候補者の戸籍の提出は不要とし、後見人等候補者の住民票については、候補者のみの記載のあるもので足りることとしました。
- ③ 未成年後見人選任の申立てについては変更ありません。

### 【成年後見・保佐・補助】

	従前の取扱い	変更後の取扱い
本人	○戸籍全部事項証明書 ○住民票（世帯全部）	○戸籍 <u>個人事項証明書</u> （戸籍抄本） （ <u>本人部分のみ</u> ） ○住民票（ <u>本人部分のみ</u> ，本籍の記載不要）
（候補者） （親族）	○戸籍全部事項証明書 ○住民票（世帯全部）	○住民票（ <u>候補者部分のみ</u> ，本籍の記載不要）

### 【未成年後見】

	従前の取扱い	変更後の取扱い
本人	○戸籍全部事項証明書 ○住民票（世帯全部）	変更なし
（候補者） （親族）	○戸籍全部事項証明書 ○住民票（世帯全部）	変更なし

### 注意

・提出する住民票は、個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお願いします。